

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**令和6年6月 27 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第 2300218 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第 2400006 号

## 第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成 22 年 8 月 4 日は 5 万円、平成 28 年 7 月 26 日は 4 万 7,000 円、同年 12 月 19 日は 4 万 7,000 円、平成 29 年 7 月 28 日は 5 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 4 日、平成 28 年 7 月 26 日、同年 12 月 19 日及び平成 29 年 7 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 4 日、平成 28 年 7 月 26 日、同年 12 月 19 日及び平成 29 年 7 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 28 年 7 月 26 日の標準賞与額を 5 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 7 月 26 日の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 21 年 12 月  
② 平成 22 年 8 月  
③ 平成 28 年 7 月  
④ 平成 28 年 12 月  
⑤ 平成 29 年 7 月  
⑥ 平成 29 年 12 月  
⑦ 平成 30 年 8 月

私は、請求期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を賞与から控除されていたと思うので、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間②から⑤までについて、事業主から提出された賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）によると、請求者は、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、請求期間②から⑤までの賞与支払年月日については、賞与支払明細書等の記録から、請求期間②は平成22年8月4日、請求期間③は平成28年7月26日、請求期間④は同年12月19日、請求期間⑤は平成29年7月28日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑤までの標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成22年8月4日は5万円、平成28年7月26日は4万7,000円、同年12月19日は4万7,000円、平成29年7月28日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求期間②から⑤までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し提出したか否か不明である旨回答しているものの、事業主は、請求期間④及び⑤について、請求者に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出している上、社会保険担当役員は、請求期間②から⑤までの賞与に係る厚生年金保険料については納付していない旨陳述していることから、事業主は、請求期間②から⑤までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間③について、賃金台帳によると、賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の訂正後の標準賞与額を上回っていることが認められる。

したがって、平成28年7月26日の標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与額から、5万円とすることが必要である。

なお、平成28年7月26日の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間①、⑥及び⑦について、請求者は、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を所持していない上、事業主からは、請求期間①及び⑦に係る賃金台帳等の資料入手することができない。

また、請求期間⑥については、賃金台帳によると、請求者は、当該期間において賞与の支払

を受けていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①、⑥及び⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 2400448 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 2400007 号

## 第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成18年7月15日は42万2,000円、同年12月31日は41万2,000円、平成21年7月31日は37万3,000円、平成22年12月27日は41万円、平成30年4月27日は20万7,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月15日、同年12月31日、平成21年7月31日、平成22年12月27日及び平成30年4月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月15日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、事業主は、請求者に係る平成21年7月31日、平成22年12月27日及び平成30年4月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成18年12月31日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から42万2,000円に、平成21年7月31日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から40万円に訂正することが必要である。

なお、平成18年12月31日及び平成21年7月31日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における平成21年8月2日の標準賞与額40万円の記録を取り消すことが必要である。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成18年7月15日  
② 平成18年12月  
③ 平成21年7月31日  
④ 平成21年8月2日

⑤ 平成 22 年 12 月 27 日

⑥ 平成 30 年 4 月 27 日

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び⑥に支給された賞与の記録がなく、請求期間③及び⑤の賞与については、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。また、請求期間③の賞与については、支払年月日を平成 21 年 8 月 2 日（請求期間④）とする記録となっており、賞与の支払年月日が異なっている。請求期間①、②、③、⑤及び⑥の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正するとともに、請求期間④の記録を取消してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者が保管する請求期間①及び②の賞与明細書並びに同僚から提出があった同期間の賞与明細書により、請求者は当該期間において、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 42 万 2,000 円、請求期間②は 41 万 2,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間①の賞与支払年月日については、請求者が保管する当該期間の修正前の賞与明細書（「賞与明細一覧表（夏季賞与）」）の支給日の記載（2006/07/15）から平成 18 年 7 月 15 日とすることが妥当であり、請求期間②の賞与支払年月日については、当該賞与明細書には「2006 年冬季賞与」の記載があるので、事業主も資料がなく不明と回答しているが、同僚及び A 社の事務担当者は、冬季賞与は 12 月に支給されていた旨陳述していることから、賞与支給月の月末と認定し、平成 18 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、上記請求者が保管する賞与明細書により、請求者は、A 社から 42 万 2,000 円の賞与の支払を受けたことが確認できることから、請求期間②に係る標準賞与額を、上記 1 の訂正後の標準賞与額（41 万 2,000 円）から 42 万 2,000 円に訂正することが必要であ

る。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間③及び⑤について、請求者が保管する請求期間③及び⑤の賞与明細書及び事業主から提出された賞与支給一覧により、請求者は当該期間において、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③及び⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間③は 37 万 3,000 円、請求期間⑤は 41 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③及び⑤の賞与について、請求者に係る賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明であったが、同僚からの訂正請求における指摘及び年金事務所での調査により、当該期間の賞与支払届を提出していないことが分かり、請求期間③及び⑤に係る賞与支払届を年金事務所に対し提出したと回答しており、年金事務所には厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間の賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間③について、上記請求者が保管する賞与明細書により、請求者は、A 社から 40 万円の賞与の支払を受けたことが確認できることから、請求期間③に係る標準賞与額を、上記 3 の訂正後の標準賞与額（37 万 3,000 円）から 40 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 3 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

5 請求期間④について、事業主は、当初、賞与支払年月日を平成 21 年 7 月 31 日とする賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 5 年 2 月 28 日に年金事務所に提出し、その後、賞与支払年月日を平成 21 年 8 月 2 日とする当該賞与支払届の訂正届を令和 5 年 3 月 7 日に提出しており、これにより、オンライン記録には、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として、請求者の A 社における賞与支払年月日を平成 21 年 8 月 2 日とする記録が既に追加されている。

しかしながら、事業主は、平成 21 年夏季賞与について、賞与支給一覧に記載されている日付（21 年 8 / 2 賞与）により賞与支払年月日を同年 8 月 2 日とする賞与支払届の訂正届を年金事務所に提出したが、同日は日曜日であり、会社の休業日であるため賞与を支給することはあり得ず、当該期間の賞与支払年月日は、請求者が保管する賞与明細書に記載されている支給日である同年 7 月 31 日が正しい旨回答していることから、請求者の A 社における請求期間④の標準賞与額に係る記録を取り消す必要がある。

6 請求期間⑥について、事業主は、当該期間に支給した金銭は、社長個人のポケットマネーからの支給で、社長からの心づけであり、賞与とは異なり、給与計算担当者が誤って社会保険料及び源泉徴収税額を控除した賞与明細書を作成し社員に交付したため、控除後の金額を当該心づけとして支給したが、後日、社員から源泉徴収票に当該控除額が反映されていないとの指摘があり、在籍者にのみ当該控除額分を返金した旨回答している。

しかしながら、事業主から提出された請求期間⑥の賞与支給額一覧により、当該期間に支給された金銭は一律ではなく社員により異なっており、一定期間の業績評価により支給していたことが確認できることから、当該金銭は、労働の対償として支給したと認められ、賞与であると認めることが妥当である。

また、事業主は、誤って作成したとする賞与明細書を社員から回収していない上、上記控除額分を返金した日付を確認できる資料の提出はなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に当該保険料が返金された事実は確認できることから、当該賞与から厚生年金保険料の控除がなかったと認めることはできない。

さらに、請求者が保管する請求期間⑥の賞与明細書により、請求者は当該期間において、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間⑥の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与支給額から、20 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑥の賞与について、請求者に係る賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。